

那須南病院空調設備改修工事条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）が行なう那須南病院空調設備改修工事の条件付き一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札公告)

第2条 組合長は、上記に掲げる入札を執行する場合においては、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する工事名及び工事場所等
- (2) 入札に参加できる者に必要な要件
- (3) 入札参加資格等
- (4) 入札執行時期等
- (5) その他必要な事項

2 前項の公告は、組合の掲示板及びホームページへ掲載することとする。

(入札参加資格)

第3条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、組合又は構成市町の令和3・4年度入札参加有資格者名簿に登録された者で、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、組合の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 栃木県及び組合（当組合の構成市町を含む。）の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく本店があること。
- (6) 工事業種は、管工事の許可を受けており、かつ、格付がB級以上であること。
- (7) 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置出来ること。
- (8) 那須南病院（許可病床数150床）又は同規模以上の病院において、過去10年間に完成引渡しをした新築工事又は空調設備改修工事の元請実績（特定建設工事共同企業体による工事は各構成員の工事实績として扱う。）を有していること。

(入札参加手続等)

第4条 入札に参加を希望する者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「資格確認申請書」という。）及び確認書類を、入札公告に示す期日までに提出すること。

- 2 入札執行者は、前項に規定による資格確認申請書の提出があったときには、入札参加資格の審査を行い、その結果を条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（入札手続）

第5条 入札に参加しようとする者は、南那須地区広域行政事務組合財務規則（以下「組合財務規則」という。）で定める入札書（組合財務規則 様式第36号）を作成し、入札公告において示された日時までに所定の場所へ出頭して提出しなければならない。この場合において、出頭した者が代理人であるときは、その代理権を有することを証する委任状（組合財務規則 様式第37号）を提出しなければならない。

- 2 入札書の商号又は名称、代表者の氏名は必ず記載すること。なお、代表者印の押印に代えて、委任状（組合財務規則 様式第37号）により委任された者（代理人）の氏名及び使用印鑑により記名押印された入札書についても有効とする。いずれの場合も商号又は名称、代表者の氏名の記載がない入札書及び代表者印又は委任状による代理人使用印がない入札書は無効とする。
- 3 入札書は、入札者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）を記載した封筒に入れ、封をとじて提出すること。
- 4 入札回数は2回までとする。なお、落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する場合があるので、見積書を用意すること。
- 5 入札書に記載する入札金額は、消費税額を除く金額とする。
- 6 入札に際し、入札書と共に入札金額に対応した工事内訳書（様式は任意とする。）を提出すること。工事内訳書は、別紙「設計書」の「工事費内訳書（1）」及び「工事費内訳書（2）」と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものとする。
- 7 当日指定された場所、時刻に到着しない場合及び南那須地区広域行政事務組合建設工事等執行規則第8条の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。
- 8 入札者が入札を辞退するときは、入札の執行前にあっては入札辞退届（様式第3号）を、入札の執行中にあっては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することによりその旨を申し出るものとする。
- 9 入札者（代表者及び代理人）は、入札当日の受付時に本人であることを証明するため、身分証明書（運転免許証等）を提示すること。
- 10 入札書の様式・寸法については、組合財務規則で定められているので、必ず定められた様式・寸法で入札すること。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、組合財務規則及び関係法令の定めるところによる。